

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第 3号	繰越明許費繰越計算書について (令和7年度御殿場市一般会計予算)	1
報告第 4号	事故繰越し繰越計算書について (令和7年度御殿場市一般会計予算)	7
報告第 5号	予算繰越し繰越計算書について (令和7年度御殿場市公共下水道事業会計予算)	11
報告第 6号	御殿場市土地開発公社の経営状況について	16 資料8
報告第 7号	専決処分の報告について (和解について)	17

報告第3号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度御殿場市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、報告する。

令和8年6月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和7年度 御殿場市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	S D G s 未来都市推進事業	1,000,000
		庁舎等整備費 (高根支所整備事業)	29,810,000
		地区集会施設整備事業	6,000,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳整備経費	2,800,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	153,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業者物価高騰重点対策支援事業	20,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業 (道路橋梁維持費)	54,000,000
		市道新設改良舗装事業	110,000,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路新設改良費)	178,000,000
		単独事業(社会資本)	33,000,000

(単位:円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	既収入 特定財源	未 収 入 国県支出金	特 定 地方債	財 源 その他	
1,000,000					1,000,000
29,810,000	財 29,810,000				0
6,000,000	財 6,000,000				0
2,721,400		国 2,721,000			400
119,210,000	国 41,724,847	国 77,485,153			0
20,000,000	国 20,000,000				0
54,000,000	財 7,560,000	国 25,624,500	債 18,700,000		2,115,500
100,000,000	財 10,940,000		債 80,000,000		9,060,000
138,000,000	財 4,230,000	国 67,693,000	債 43,800,000	負 17,203,000	5,074,000
27,000,000	財 4,400,000		債 18,800,000	負 1,750,000	2,050,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁新設改良事業	20,000,000
		東富士演習場周辺道路整備事業	19,500,000
		御殿場地区道路整備事業	110,000,000
		原里地区道路整備事業	34,000,000
		玉穂地区道路整備事業	97,000,000
		高根地区道路整備事業	55,000,000
	3 河川費	河川改修事業	47,000,000
		単独事業	20,000,000
	4 都市計画費	地域公共交通対策事業 (地域公共交通活性化対策事業)	6,270,000
	10 教育費	5 社会教育費	新図書館等整備事業
合 計			1,843,580,000

(注)国・・・国庫支出金 財・・・財産区繰入金 債・・・地方債 負・・・負担金 他・・・その他特定財源

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	既収入 特定財源	未 収 入 国県支出金	特 定 地方債	財 源 その他	
20,000,000	財 4,000,000		債 14,400,000		1,600,000
19,500,000	財 1,298,000	国 13,011,000	債 3,600,000		1,591,000
97,000,000	財 97,000,000				0
34,000,000	財 34,000,000				0
97,000,000	財 97,000,000				0
55,000,000	財 55,000,000				0
44,000,000	財 17,600,000		債 19,600,000		6,800,000
5,400,000	財 4,320,000		債 900,000		180,000
6,270,000					6,270,000
572,100,000	他 20,700,000		債 368,700,000		182,700,000
1,448,011,400	455,582,847	186,534,653	568,500,000	18,953,000	218,440,900

報告第4号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和7年度御殿場市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので、報告する。

令和8年6月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和7年度 御殿場市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳	
				支出済額	支出未済額
2 総務費	1 総務管理費	一般諸経費	13,277,000	1,452,000	11,825,000
	10 スポーツ振興費	(仮称)ニ子パーク整備事業	26,521,000	6,600,000	19,921,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良舗装事業	29,706,271	1,260,000	28,446,271
		単 独 事 業	74,683		74,683
		交通安全施設(歩道等)整備事業	2,377,295	1,180,000	1,197,295
		御殿場地区道路整備事業	958,592	470,000	488,592
		高根地区道路整備事業	2,991,300		2,991,300
9 消防費	1 消防費	車両管理費	26,475,900		26,475,900
合 計			102,382,041	10,962,000	91,420,041

(注)国・・・国庫支出金 財・・・財産区繰入金 債・・・地方債 負・・・負担金 他・・・その他特定財源

(単位:円)

支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
	11,825,000	負 1,945,605		9,879,395	共済組合側のシステムレイアウト提示に遅れが生じ、それに伴いシステム改修のスケジュールにも遅れが生じたため
	19,921,000		債 13,100,000	6,821,000	水路整備等構造の見直しによる実施設計の遅れとそれに伴う設計業務の遅れが生じたため
	28,446,271	財 5,409,000	債 20,600,000	2,437,271	道路管理者の国土交通省との協議及び登記手続き、物件の取去に時間を要するため
	74,683	財 14,000		60,683	登記手続きに時間を要するため
	1,197,295	財 1,197,295			登記手続きに時間を要するため
	488,592	財 488,592			登記手続き及び物件の取去に時間を要するため
	2,991,300	財 2,991,300			物件の取去に時間を要するため
	26,475,900	他 8,362,150	国 13,278,480	4,835,270	トイレトラックのベース車両となるトラックのモデルチェンジによる納期遅れに伴い、当市に導入されるトイレトラックの納期も遅れるため
	91,420,041	20,407,942	46,978,480	24,033,619	

報告第5号

予算繰越し繰越計算書について

令和7年度御殿場市公共下水道事業会計予算において、次のとおり予算繰越ししたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

令和7年度 御殿場市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額

(建設改良費の繰越)

款	項	事業名	予算計上額	支出済額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場市公共下水道御殿場浄化センター汚泥脱水施設の建設工事委託に関する協定 (脱水機更新工事)	394,764,000	182,764,000
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場市公共下水道御殿場浄化センター汚泥脱水施設の建設工事委託に関する協定 (脱水機棟耐震工事)	81,030,000	31,030,000
1 資本的 支出	1 建設 改良費	御殿場市公共下水道全体計画及び御殿場市汚水処理施設整備構 想策定業務委託	11,902,000	0

単位 円

翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
212,000,000	(国庫補助金) 116,600,000 (企業債) 90,600,000 (財産区繰入金) 4,770,000 (損益勘定留保資金) 30,000	0	0	入札不落により、関連工事が遅延となったため
50,000,000	(国庫補助金) 27,500,000 (企業債) 21,300,000 (財産区繰入金) 1,125,000 (損益勘定留保資金) 75,000	0	0	入札不落により、関連工事が遅延となったため
11,902,000	(国庫補助金) 5,626,000 (損益勘定留保資金) 6,276,000	0	0	関係機関との協議に不測の日時を要したため

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額

(事故繰越)

款	項	事業名	予算計上額	支出済額
1 収益的 支出	2 営業 費用	御殿場第一中継ポンプ場No. 2 汚水ポンプ点検整備業務委託	21,450,000	0

単位 円

翌年度 繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
21,450,000	(事業収益) 21,450,000	0	0	ポンプを分解したところ、腐食摩耗している部品の追加交換が必要となったため

報告第6号

御殿場市土地開発公社の経営状況について

御殿場市土地開発公社の経営状況について、別冊のとおり関係書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に提出する。

令和8年6月4日 報告

御殿場市長 勝 又 正 美

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第3号

給食運搬用コンテナ落下事故に関する和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

御殿場市長 勝 又 正 美

令和7年12月8日、西学校給食センターのプラットフォームにおいて御殿場市の給食運搬用コンテナが落下し、破損した事故に関し、次のとおり和解する。

1 相手方 静岡県御殿場市神山1925番地の121
愛知陸運株式会社御殿場営業所

2 和解事項

- (1) 本件事故により損害を受けた物件は給食運搬用コンテナ1台で、損害額は598,231円であることを、双方は確認した。
- (2) 双方は、本件事故の発生状況を鑑み、過失割合を相手方80%、御殿場市20%とすることに合意し、相手方は、損害額の80%に相当する478,584円を、御殿場市に対して支払うものとする。

